

改正障害者差別解消法の周知について

【改正のポイント】

事業者による合理的配慮の提供の義務化



<懸念される事項>

- ・ 民間の事業者にとって、障害のある方への配慮がイメージできていない場合がある。
- ・ どのような対応をしたらよいか、事業者が相談できる先がない。



<今後の対応>

- ・ 障害のある方への配慮のあり方を周知していく。
- ・ 事業者による相談に対応する体制を構築する。

改正法の周知

配慮事例 の紹介

- ねらい●
合理的配慮を行うことの敷居をさげる
(構えすぎない・「気遣い」という意識)

事例の収集

- ・ これまでに収集した事例
(市民会議で挙げたもの、相談事例 等)
- ・ 事業者からの相談事例

周知方法

- ・ 市ホームページ
- ・ 市公式SNS
- ・ 合理的配慮提供支援補助金の案内とセット
- ・ コロナ禍の困りごと事例集による

事業者からの 相談

- ねらい●
障害のある方への配慮のあり方に迷ったに
事業者が相談できる体制づくり

対応システム

- ・ 令和4年度は障害政策課において対応（試行）
↓
相談件数に応じて、今後の相談対応システムを
検討していく

周知方法

- ・ 市ホームページ
- ・ 市公式SNS
- ・ 合理的配慮提供支援補助金の案内とセット
- ・ コロナ禍の困りごと事例集による

配慮事例の紹介と事業者からの相談は両輪 → セットにして周知していく必要性

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律案の概要

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※施行期日: 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※現行法においては、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成